

# 町田市立つくし野中学校 PTA 会則

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会はつくし野中学校 PTA(昭和57年5月8日設立)と称し、事務所を町田市立つくし野中学校(東京都町田市南つくし野2-14-2)内におきます。

## 第2章 目的と活動

第2条 この会はつくし野中学校に学ぶ生徒たちの心身ともに健全な成長と発展を願い、保護者と教職員が力を合わせて、その目的の達成に努めるものとします。

## 第3章 方針

第3条 この会は教育条件の充実と向上とを目指す民主的団体として、次の方針に基づき運営されます。

1. この会と同じ目的をもつ他の団体や機関と協力します。
2. この会は特定の政党や宗教に偏る活動や、営利を目的とする行為をしません。
3. この会は学校の人事、その他管理に干渉しません。

## 第4章 会員

第4条 この会の会員は次の通りです。

1. つくし野中学校に在学する生徒の保護者、又はそれにかかわる者(以下保護者といいます)1世帯あたり1名
2. つくし野中学校に勤務する教職員

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を持ちます。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとします。但し、特別の事情がある者は、所定の手続きを経て、免除されることがあります。

## 第5章 会計

第7条 この会の運営に必要な経費は、会費、補助金及びその他の収入によってまかないます。

第8条 この会の経理は総会で承認された予算に基づいて行います。

第9条 この会の決算は会計監査を経て、翌年度初めの総会に提出され承認をうけるものとします。

第10条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第6章 役員・会計監査

第11条 この会の役員、会計監査は次の通りとします。

1. 会 長 保護者1名
2. 副 会 長 保護者2名 教職員1名
3. 書 記 保護者2名 教職員1名
4. 会 計 保護者2名 教職員1名
5. 会計監査 保護者2名 教職員1名

第12条 この会の役員、会計監査の選出は運営細則に定めます。

第13条 役員、会計監査の任期は、1年とします。但し、新年度役員が就任するまで前年度役員がその職務を行います。

第14条 役員、会計監査に欠員が生じた場合はその都度、運営委員会で選出方法を検討し補充することができます。

第15条 この会の役員、会計監査の任務は次の通りです。

1. 会長は会を代表します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行します。
3. 書記は議事を記録し、会の庶務を行います。
4. 会計は会計事務を行い、この会の財産を管理します。
5. 役員会は運営委員会に提出する議案の作成にあたります。
6. 会計監査は会計を監査し、定期総会にこれを報告します。

第16条 会長が必要と認めた場合、保護者より会長補佐を任命します。

会長補佐は会長を補佐することを主な任務とし、会長が必要と認めた場合には、会長以外この会の役員が任務を遂行するための助言を行うことができます。

## 第7章 総会

第17条 総会は全会員によって構成される最高の議決機関です。

1. 定期総会は年度初めに開き前年度の活動と決算の承認、新年度の活動計画と予算の審議と承認、会則の改正とその他会の目的を達成するために必要なことを審議し決定します。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の文書による申し出があるとき開催するものとします。
3. 総会の議長及び書記は総会において選出します。

第18条 総会の開催は議案をそえて開催日の1週間前までに会員に通知します。

第19条 総会の定足数は委任状を含めて全会員の過半数とします。

第20条 議決は出席者の過半数の同意を必要とします。但し、同一世帯の投票権は一票です。

第21条 会長が必要と認めた場合、総会は書面により実施することができます。書面による総会の成立は全会員の過半数の議決権行使書の提出を必要とし、議決は提出された議決権行使書の過半数の同意を必要とします。

## 第8章 学級会

第22条 学級会はこの会の活動の基礎となります。各学級の会員と担任の先生とで構成します。

第23条 学級会は次の委員を選出します。

1. 学級代表 1名
2. 専門部委員

第24条 学級代表及び学年部の任務

1. 学級代表は学級内で協力して学級活動の運営にあたり、各学年部は学級代表により構成されます。
2. 各学年部は学級代表の互選によって、部長1名を選出します。  
各学年部の代表者1名は運営委員会の構成員となります。学年部の活動については運営細則で定めます。

## 第9章 運営委員会

第25条 運営委員会は役員、学級代表、専門部代表、常設委員会代表によって構成され、会の活動と運営にあたります。

第26条 運営委員会成立のための定足数は運営委員の3分の2以上とします。

第27条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、決定には出席運営委員の3分の2の同意を必要とします。

第28条 会長が必要と認めた場合、運営委員会は書面により実施することができます。書面による議決が必要な運営委員会の成立は全運営委員の3分の2以上の議決権行使書の提出を必要とし、議決は提出された議決権行使書の3分の2の同意を必要とします。

## 第10章 専門部

第29条 この会の活動のために専門部をおきます。

第30条 専門部は各学年から選出された専門部委員によって構成されます。

第31条 各専門部は委員の互選によって、部長1名を選出します。

第32条 各専門部長は専門部の活動をまとめます。代表者1名が運営委員会の構成員となります。専門部の活動については運営細則で定めます。

## 第11章 常設委員会及び係

第33条 常設委員会及び係は各学年から選出、構成されます。

第34条 常設委員会及び係は互選によって委員長1名を選出します。代表者1名が運営委員会の構成員となります。

付則 1. 本会の運営に必要な事項は運営細則で定めます。  
運営細則は運営委員会において改定することができます。

2. 本会則は昭和57年5月8日より施行

3. 第20条は平成6年4月16日に改定

4. 第11条は平成9年4月19日より施行

5. 第25条の一部は平成11年4月17日に改定

6. 第23条、第24条の一部は平成22年5月6日に改定

7. 第21条、第28条は令和4年26日より施行

8. 第23条、第24条、第31条、第32条、第34条の一部は令和4年4月26日に改定

9. 第16条は令和5年4月25日より施行

10. この会則は、令和6年4月25日第1章第1条を一部改正し、同日施行

## 議決権行使書 (PTA 定期/臨時総会)

町田市立つくし野中学校

PTA 定期/臨時総会議長 様

私は 年 月 日に開催される PTA 定期/臨時総会での議決に関して、本書をもって、以下のとおり議決権を行使します。

年 月 日

PTA 会員名

生徒氏名 年 組 番

\* 複数の生徒が在籍されている場合は、下の子のクラスでご提出ください。

\* 在校生として兄/姉がいらっしゃる場合には、以下もご記入ください。

生徒氏名 年 組 番

生徒氏名 年 組 番

### 記

第 1 号議案	活動報告/決算報告/会計監査報告	賛成	反対
第 2 号議案	新 PTA 本部役員案	賛成	反対
第 3 号議案	活動計画案/予算案	賛成	反対

注: 各議案に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いします。

## 議決権行使書（運営委員会）

町田市立つくし野中学校

PTA 会長 様

私は 年 月 日に開催される PTA 運営委員会での議決に関して、本書をもって、以下のとおり議決権を行使します。

年 月 日

PTA 会員名

---

### 記

議事 1	卒業記念品案	賛成	反対
議事 2	フェスタ計画案	賛成	反対
議事 3	予算案	賛成	反対

注: 各議事に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いします。

## 運営細則

### 細則Ⅰ 役員決定

1. 役員、会計監査の候補者は、当該年度の会員予定者とします。その選出は、前年度中に全会員を対象とした家庭投票によってなされます。  
役員、会計監査9名の選出は、選出委員の進行のもとで候補者の互選により決定し運営委員会に報告され、総会により承認を得ます。
2. 役員の任期を満了した家庭においては、以後つくし野中学校に新たに生徒が入学してもいかなる役員・部員・委員の就任を求められることはありません。  
ただし、本人の意思により就任を妨げません。
3. 教職員の役員、会計監査の選出は教職員に一任します。

### 細則Ⅱ 学年部

1. 学年部は各学級代表で構成します。
2. 学年部は互選により各学年部長を選出します。
3. 学年部は必要に応じて学級から係を選出します。
4. 各学年部長、係の代表を遂行した際には、以後各部・委員会の代表の任務を負いません。  
ただし、本人の意思により、就任を妨げません。

### 細則Ⅲ 専門部

1. 専門部の活動は、年度初めの学級会で会員から出された要望を、学年の年間行事計画にそって、次のような方針に基づいて行います。  
(1) 校外部…生徒が自主的に規則正しい学校生活を送ることができるように、学校と家庭が連絡を密にし、目的を達成します。  
(2) 広報部…PTA活動のPRを行い、PTA広報誌その他の編集、発行を行います。
2. 専門部は必要に応じて学級から係を選出します。
3. 専門部の部長を遂行した際には、以後 各部・委員会の代表の任務を負いません。  
ただし、本人の意思により、就任を妨げません。

### 細則Ⅳ 役員及びその他の委員の被選出権は、同一世帯1名とします。

### 細則Ⅴ 会費

この会の会費は年額2,000円とします。  
途中入会者は、一学期2,000円、二学期1,200円、三学期500円とします。  
転校による途中退会者については、1学期中の退会は全額の返金とし、以後の退会は返金しません。

### 細則Ⅵ 慶弔金規定

死亡(本人) 5,000円  
死亡(生徒) 5,000円  
その他必要事項が発生したときは、その都度考慮します。

#### 細則Ⅶ 渉外交通費

PTAの運営上要した交通費は、その実費を支給するものとします。

(但し、自家用車の場合は公共交通機関に換算します)

請求用紙は別に定めるものとします。

#### 細則Ⅷ 特別委員会

1. 総会または運営委員会で必要と認められた時は、特別委員会を設けます。
2. 特別委員会の委員は、総会または運営委員会で選出します。

#### 細則Ⅸ 行事参加

各行事への参加は一世帯何名でもできます。

#### 細則Ⅹ フェスタ委員会

1. フェスタを企画、運営、開催します。
2. 会員のみならず、地域、OBの参加を求め、協力してフェスタを行います。
3. フェスタ実行委員長はPTA会長が兼務します。
4. フェスタ委員長を遂行した際には、以後各部・委員会の代表の任務を負いません。ただし、本人の意思により、就任を妨げません。

#### 細則Ⅺ 特別会計

1. 周年行事積立金は周年行事に係る費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができ、周年行事実施にあたっては、定期総会にて、予算の決議、収支決算の承認を受けるものとする。
2. 備品積立金は本会における備品購入にかかる費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができ、必要な備品の購入にあたっては、定期総会にて、予算の決議、収支決算の承認を受けるものとする。年度途中で備品の購入が必要となった場合には、運営委員会の承認を受けて支出を行い、次年度の定期総会にて収支決算の承認を受けるものとする。急を要する場合には、会長の判断で支出を行い、事後で運営委員会に報告、次年度の定期総会にて収支決算の承認を受けるものとする。
3. 本会の目的を達成するために特別会計を新たに設置する場合、又は既存のものを廃止する場合、運営委員会の承認を受けたのち、定期総会の決議を受けるものとする。

#### 細則Ⅻ 選出委員会

1. 選出委員会は2学年の各学級の代表1名と学校側1名で構成します。
2. 選出委員会は互選により選出委員長を選出します。
3. 選出委員会の任期は定期総会をもって終了します。
4. 選出委員会は役員並びに会計監査の候補者になれません。
5. 選出委員長を遂行した際には、以後、各部・委員会の代表の任務を負いません。ただし、本人の意思による就任は妨げません。

- 付則
1. 細則Ⅴは平成4年4月25日改定
  2. 細則Ⅸは平成5年10月7日追加
  3. 細則Ⅰ及びⅣは平成5年12月13日改定
  4. 細則Ⅴの一部は平成6年12月8日改定
  5. 細則Ⅴの一部は平成7年3月1日改定
  6. 細則Ⅰ－1の一部は平成12年6月2日改定
  7. 細則Ⅺは平成17年3月8日追加
  8. 細則Ⅱの一部は平成22年5月6日改定
  9. 細則Ⅺの委員登録制については平成22年2月15日削除
  10. 細則Ⅴは平成23年2月16日改定
  11. 細則Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅹの一部は平成28年12月9日改定
  12. 細則Ⅰの一部は平成30年3月5日改定
  13. 細則Ⅴの一部は令和3年7月2日改定
  14. 細則Ⅰの一部は令和3年10月1日改定
  15. 細則Ⅲ－1の一部は令和5年1月27日改定
  16. 細則Ⅱ－2の一部は令和5年3月3日改定
  17. 細則Ⅺは令和5年3月3日追加
  18. 細則Ⅰの一部は令和5年12月13日改定
  19. 細則Ⅻは令和5年12月13日追加、令和6年4月1日より施行

## つくし野中学 PTA 個人情報取扱方法についての細則

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、つくし野中学校 PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料、通知またはお便りなど適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 本部宛に Web フォームまたは書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) メールアドレス
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供年月日

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名/住所

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、令和4年4月25日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。